

第1章 計画の概要

計画策定の趣旨

障がい者が本市で安心して生涯にわたり自分らしく生き生きと自立して充実した生活を送ることができるよう、新たに「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定し、障がいのある人が住み慣れた地域で、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を受けられる体制づくりに取り組む。

計画の位置づけ

本市の障がい福祉施策の基本的な方向性を示し、事業の計画的な推進を図るための計画であり、「障害者基本法」第11条第3項に基づく市町村障害者計画

計画期間

2024（令和6）年度～2029（令和11）年度（6年間）

【SDGsのゴール】

③すべての人に健康と福祉を
⑧働きがいも経済成長も
⑩人や国の不平等をなくそう



第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

障がい者に係る施策の経緯

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（H30.6）
- 「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」の施行（R1.6）
- 就学前の障がい児の発達支援の無償化（R1.10）
- 「東京2020パラリンピック」の開催（R3.8～9）
- 「医療的ケア児支援法」の施行（R3.9）
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（R4.5）
- 「第22回全国障害者スポーツ大会」の開催（R4.10）
- 「第5次障害者基本計画」の策定（R5.3）
- 基本指針の改正（R5.5）
- 障害者雇用率の改正（R6.4予定）
- 「障害者差別解消法」の改正（R6.4施行予定）

本市の障がい者手帳所持者（H30⇒R4年度末）

- 身体障がい者手帳：15,157人 ⇒ 14,968人（△189人）
- 療育手帳：4,223人 ⇒ 4,774人（＋551人）
- 精神保健福祉手帳：3,946人 ⇒ 5,321人（＋1,375人）

アンケート調査結果の概要

- 就労支援で必要なことは、「職場の障がい者への理解」が約5割
- 相談する場合に、「相談先がわからない」、「身近なところで相談できない」が約4割
- 障がい福祉サービスについての要望は、「利用条件の緩和」や「費用負担の軽減」、「手続きの分かりやすさ」が約3割
- 障がいの重度化に備え必要なことは、「重度障がい者を受け入れる住まいの場の確保」が約7割
- 成年後見制度を知らない人が約4割
- 災害への備えについて、対策をしていない人が約5割

関係団体意見交換会結果

- 一般就労に向けて、企業と障がい者の相互理解が必要
- 社会参加等ができるよう、外出支援サービスの充実が必要
- 介護者の急病等の緊急時に対応できる相談体制の更なる充実が必要
- 切れ目のない支援が必要
- 医療的ケア児の受け入れ体制の充実が必要
- 障がいの早期発見・早期療育が必要
- 民間事業者への障がいへの理解促進が必要
- 幼少期から障がいへの理解を深めることが必要
- 障がい特性に応じた情報提供の推進が必要

第5次プランの評価

基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

【成果指標：就労・製作活動・自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合】

計画策定時：65.4%（目標値：70.0%） ⇒ 現状値：65.6%（達成率：93.7%）

➤ 成果指標：ほぼ横ばい 施策指標：概ね順調

- 障がい者の経済的自立に向け、障がい者の雇用に繋がる機会の創出や障がい者と雇用する側の相互理解の促進、工賃向上のための支援が必要

- 外出・移動支援サービスの更なる充実が必要

基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

【成果指標：将来の生活に不安を感じている障がい者の割合】

計画策定時：51.3%（目標値：40.0%） ⇒ 現状値：40.1%（達成率：99.8%）

➤ 成果指標：概ね順調 施策指標：一部やや遅れ

- 障がい児が一人ひとりの状況に適したサービス利用ができるよう、引き続き、保護者の計画相談支援の利用促進に取り組むことが必要
- グループホームの設置促進が進む一方、重度障がい者を受け入れることができるグループホームなどの住まいの場の充実に取り組むことが必要

基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

【成果指標：日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合】

計画策定時：66.6%（目標値：50.0%） ⇒ 現状値：62.9%（達成率79.4%）

➤ 成果指標：概ね順調 施策指標：概ね順調

- 日常生活において、障がい者が社会的障壁を感じることがないように、障がいへの理解促進に取り組むことが必要
- 成年後見制度の周知など権利擁護の充実に取り組むことが必要

課題の総括

1 障がい者の社会的自立の促進

- 企業と障がい者が就労に係る相互理解を図る取組の充実が必要
- 経済的自立に向け、一層、工賃向上のための支援の充実が必要
- 豊かな生活が送れるよう文化芸術・スポーツ活動など社会参加の促進が必要
- 余暇活動や社会参加ができるよう更なる外出支援の充実が必要

2 障がい者の地域生活支援の充実

- 緊急時等に対応できる相談体制の更なる充実が必要
- サービスの利用実績を踏まえた提供体制の充実が必要
- 親なき後を見据えた支援や、障がいの重度化・高齢化に対応した住まいの場の確保が必要
- 障がいの早期発見・早期療育が必要
- 切れ目のない支援の充実が必要
- 医療的ケア児の受け入れ体制の充実が必要

3 障がい者への理解や配慮の促進

- 障がいの有無に関わらず、同一内容の情報を同一時点で得られるよう、デジタル活用等により情報アクセシビリティの向上を図ることが必要
- 民間事業者における合理的配慮の提供の促進が必要
- 社会的障壁を感じることがないように幼少期からの障がいへの理解促進が必要
- 人権が守られるよう権利擁護の取組・体制の充実が必要
- 災害時において、適切な避難や安心した避難生活が送れるよう災害対策の充実が必要

次期プラン策定の視点

1 国の動向や社会環境の変化への対応

法施行に適切に対応するほか、全国障害者スポーツ大会のレガシー継承やLRT開業等による公共交通機関の変化、さらにはDXの推進など、本市における社会環境の変化を捉える。

2 親なき後や地域移行に向けた支援の充実

親なき後への備えや地域移行に向け、これまで取り組んできた地域生活支援体制の機能の充実に加え、重度障がい者の受け入れが可能な住まいの場の確保など、更なる地域生活支援の充実を図る。

3 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

乳幼児期の早い段階から、誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しするため、障がい児のライフステージに応じた、地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の充実を図る。

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 地域共生社会の実現

基本目標 1

自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができるよう、就労や生産活動に取り組むほか、余暇活動や文化・芸術・スポーツへ参加するなど、社会を構成する一員として、より充実した社会生活を自分らしく生き生きと自立して送れる社会の実現を目指します。

成果指標

就労、製作活動、自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合
現状値 65.6% ⇒ 70.0% (2029 (令和 11) 年度)

基本目標 2

乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

障がいのある子どもが健やかに成長できるよう乳幼児期から途切れない一貫した支援を推進するほか、障がい者本人やその家族の高齢化や親なき後を見据えつつ、安心して生活ができるよう相談支援や住まいの場の充実を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

成果指標

将来の生活に不安を感じていない障がい者の割合
現状値 59.9% ⇒ 70.0% (2029 (令和 11) 年度)

基本目標 3

互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

障がい者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がいへの理解促進などを図ることにより、社会や地域において適切な理解や配慮が確保されるほか、災害時に迅速な対応ができるよう、地域で支え合う体制の整備を図るなど、互いに尊重し支え合う社会の実現を目指します。

成果指標

日常生活において社会的障壁を感じていない障がい者の割合
現状値 42.4% ⇒ 50.0% (2029 (令和 11) 年度)

第4章 施策の方向と事業の展開

基本目標 1

基本施策 1 就労支援の充実

施策指標

- ①一般就労への移行者数：97人⇒132人
- ②就労継続支援事業所における平均工賃月額：17,895円⇒23,000円

- ・障がい者就職サポートの推進（拡充）
- ・工賃向上等支援事業の充実
- ・農業と福祉の連携の推進など

基本施策 2 文化芸術・スポーツ活動等の充実

施策指標

- ①スポーツを行っている障がい者の割合：22.4%⇒30.0%
- ②文化芸術活動を行っている障がい者の割合：13.1%⇒20.0%

- ・障がい者スポーツ体験会の実施（新規）
- ・ふれあいスポーツ大会の実施
- ・障がい者のアート作品コンクール等の推進など

基本施策 3 外出・移動支援の充実

施策指標

- ①外出・移動支援サービスに満足している障がい者の割合：56.6%⇒70.0%

- ・外出、移動時の支援の実施
- ・通学、通所における移動支援の推進
- ・福祉バス運行事業の推進など

基本目標 2

基本施策 1 発達支援の充実

施策指標

- ①手帳所持児のうち障がい児支援利用援助等を利用している障がい児の割合：57.0%⇒70.0%

- ・医療的ケア児等コーディネーターの総合調整（新規）
- ・障がい児通所支援事業者の療育技術支援事業（新規）
- ・切れ目ない支援事業（新規）
- ・こころ・ほっと巡回相談事業の充実（拡充）
- ・医療的ケア児支援の充実（拡充）

基本施策 2 相談支援の充実

施策指標

- ①困らずに相談できる障がい者の割合：46.0%⇒60.0%

- ・地域生活支援体制の充実
- ・地域における相談支援体制の充実（拡充）
- ・子ども発達相談事業の充実（拡充）など

基本施策 4 保健・医療の充実

施策指標

- ①医療やリハビリテーションに満足している障がい者の割合：90.1%⇒95.0%

- ・こころの健康づくり対策事業の推進
- ・医療費助成制度の推進
- ・在宅医療・介護連携の推進など

基本施策 3 住まいの場の充実

施策指標

- ①現在の住まいに満足している障がい者の割合：55.6%⇒70.0%
- ②重度障がい者のグループ利用者数：194人⇒410人

- ・グループホームの設置促進（拡充）
- ・地域生活支援体制の充実

基本施策 5 障がい福祉サービス等の充実

施策指標

- ①障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合：91.2%⇒95.0%
- ②障がい児福祉サービスに満足している障がい児の割合：86.8%⇒90.0%

- ・障がい福祉サービス等の充実（拡充）
- ・福祉用具の給付など

基本目標 3

基本施策 1 障がいへの理解促進・差別解消の推進

施策指標

- ①障がい者のシンボルマーク等の認知度：49.5%⇒63.4%
- ②障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見がないと感じている人の割合：70.6%⇒80.0%

- ・障がいへの理解促進事業の充実（拡充）
- ・小学校における障がいへの理解促進事業の充実（拡充）

基本施策 2 権利擁護の充実

施策指標

- ①市民の成年後見制度の認知度：58.4%⇒67.6%

- ・障がい者虐待防止に関する取組の推進
- ・成年後見制度利用の促進

基本施策 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策指標

- ①日常生活や社会生活で必要な情報を取得できている障がい者の割合：89.0%⇒95.0%

- ・情報アクセシビリティの向上（拡充）
- ・意思疎通支援の充実など

基本施策 4 施設等のバリアフリーの推進

施策指標

- ①外出先の建物設備を支障なく利用している障がい者の割合：83.7%⇒90.0%

- ・公共施設のバリアフリーの推進

基本施策 5 災害時支援・地域の多様なネットワーク機能の充実

施策指標

- ①災害時要援護者台帳共有地区数：34地区⇒39地区

- ・災害時要援護者支援事業の推進
- ・自立支援協議会の活動の充実

第5章 計画の推進体制

計画内容の効果的な周知と意識の啓発に努め、市の関係部局と連携しながら事業を推進するとともに、宇都宮市障がい者自立支援協議会や宇都宮市発達支援ネットワーク会議を活用し、サービス提供体制の確保に係る取組や事業の充実に向けた検討を行う。また、各事業等の進捗状況などについて、宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会等において、意見をいただくとともに、必要に応じ計画の変更や見直し等を行う